

令和3年度タイプロモーション現地レップ委託業務仕様書

1 委託内容

タイから三重県への旅行客誘致に係る現地営業代理店（レップ）業務

2 委託期間

契約締結日から令和4年3月25日（金）まで

3 事業の目的

三重県は、タイ人の旅行形態の移行傾向（団体旅行から個人旅行への移行）を踏まえ、団体旅行誘致に加え、オンライン上での情報発信等に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により2020年におけるタイからの訪日旅行者数は、大幅な減少となりました。

しかし、海外渡航が難しい状況の中でもタイ人の訪日旅行意欲は失われておらず、新型コロナウイルス感染症が収束した際には、タイ人の訪日旅行需要は回復すると想定されます。

このような中、タイからの旅行客誘致に関する業務及び現地情報の収集等を行う営業代理店業務を委託し、現地の情勢を踏まえた適切なタイミングでプロモーション等を行うことでインバウンド再開時の効果的なタイからの旅行客誘致につなげることを目的とします。

4 業務内容

(1) Facebook を活用した情報発信

- ・三重県が運営する Facebook アカウント「เที่ยวสนุก "มิเอะ" เจแปน」(※1)において、エンゲージメントの高い投稿を定期的に行うこと。
- ・投稿は、目安として週1回（月4回）程度行うこと。
なお、投稿する際は、事前に投稿案をタイ語で作成し、作成した投稿案を日本語に翻訳したうえで三重県と協議を行うこと。
- ・三重県の観光情報を含む現地メディア等の投稿を積極的にシェアすること。
- ・投稿のエンゲージメントを高めること、アカウントページへの「いいね！」を増やすことを目的とした Facebook 広告を配信すること。
- ・投稿に対するコメントには、原則として3日以内に必ず返信すること。
- ・各投稿に対する反応や広告配信結果について、Facebook のインサイト等を活用してデータ（リーチ数、エンゲージメント数など）を収集、分析すること。

※1 三重県が運営する Facebook アカウント「เที่ยวสนุก ”มิอะ” เจแปน」

<https://www.facebook.com/japantravelmie.th>

(2) オンラインプロモーション及びセールスコール

- ・バンコク及びその近郊の旅行会社、訪日旅行情報を扱うメディア、航空会社等と連携し、本県への旅行客誘致につながる旅行客向け情報発信企画を実施すること。
(1件以上)
- ・オンラインプロモーション企画や三重県の PR に資する資料を作成し、オンラインプロモーションの実施等に向けて、連携先候補（旅行会社、メディア、航空会社等）へのセールスコールを 10 社以上実施すること。
- ・セールスコールを行う際は、WEB 会議システム等を使用して、三重県からも参加できるように配慮すること。

(3) ニュースレターの配信

- ・三重県の観光情報について、ニュースレターを作成のうえ、現地旅行会社や訪日旅行情報を扱うメディア等へ配信すること。
なお、配信する際は、事前に配信案をタイ語で作成し、作成した配信案を日本語に翻訳したうえで三重県と協議を行うこと。
- ・配信頻度は、目安として月 1 回（1 回につきトピック 4 件程度）とする。
- ・ニュースレター等に対する配信先からの反応（コメント等）について、三重県にフィードバックを行うこと。

(4) 県内観光事業者向けオンラインセミナー

- ・三重県内の観光事業者等向けに、WEB 会議システムを使用して、タイ現地の情報（訪日旅行需要、タイ国内の状況、旅行客を誘致するうえでの課題等）に関するオンラインセミナーを開催すること。（2 回以上）
- ・オンラインセミナーを実施するにあたってタイ現地で必要な業務の全てを行うこと。（オンラインセミナーの実施に係る三重県内の準備については、三重県が行うこととする。）

(5) 訪日旅行動向に関する情報収集及び分析

- ・訪日旅行動向（タイ現地旅行会社や航空会社等の動向を含む）に関する情報収集及び分析を継続的に実施すること。
- ・タイ現地の新型コロナウイルス感染症の感染状況等に関する情報を収集すること。

(6) その他

- ・各業務は、事前に三重県と協議を行ったうえで内容を決定し、実施すること。
- ・(1) から (3) の業務を行う際は、観光プロモーション動画(※2)の活用を図ること。
- ・現地旅行会社等からの三重県の新型コロナウイルスへの対応状況、観光情報等に関する問合せ等があれば必要な調整及び情報提供を行うこと。
- ・実施した業務内容、実績及び成果等を取りまとめた月次レポートを毎月作成し、翌月10日までに本県に提出すること。なお、三重県へ旅行客を誘致するうえで有益な情報があれば、レポートに適宜追加すること。
- ・令和4年3月分のレポートについては、業務実施報告書と合わせて令和4年3月25日(金)までに提出すること。

※2 観光プロモーション動画について

Youtube チャンネル「Japan Travel "Mie"」内の動画

<https://www.youtube.com/channel/UCI9fiY2YyUCAFMWF9jWar0g>

5 納品物、納期、納品場所

下記のとおり期限までに業務実績報告書を提出すること。

- | | | |
|----------|--------------|---------|
| (ア) 納品物 | 業務実施報告書 | 2部(印刷物) |
| (イ) 納品期限 | 令和4年3月25日(金) | |
| (ウ) 納品場所 | 三重県海外誘客課 | |

6 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県雇用経済部観光局と協議しながら進めるものとします。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。
- (3) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

7 留意事項

- (1) 本事業に係る成果品及び著作権の一切は、三重県に帰属します。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等

(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うもの
とします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納
期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を
行うこと。

(3) 受託者が(2)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係
契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止
要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

8 契約方法に関する事項

(1) 契約は、三重県雇用経済部観光局において行うとともに、契約条項は、三重県
雇用経済部観光局において示します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生
法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをし
ている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225
号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てを
されている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち
三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第
199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決
定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保
証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各
号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条
第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の
者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額の表示は、消
費税及び地方消費税等を内書きで記載するものとします。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについては、契約条項の定めるところによります。

11 見積及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。